

## 佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、産業廃棄物処理施設の適正管理の推進、異物混入による不適正処理の防止、運搬車両の過積載による事故防止等を図るため、県内の最終処分業者又は中間処理業者（以下「補助事業者」という。）が行う廃棄物搭載車両計量設備の導入、移設及び更新事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（平成53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率
1 廃棄物搭載車両計量設備の導入、移設及び更新に要する経費 ①設備費 ②工事費	1 / 2 以内 (ただし、1 補助事業当たり 3, 0 0 0 千円を限度とする。)
2 上記設備に付随する電算処理システム導入等に要する経費 ①設備費 ②工事費	

(補助対象となる事業者)

第2条の2 この要綱において、補助対象となる事業者は、前条に規定する補助事業を実施する事業者で、かつ次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) (1) のアからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他

の団体又は個人でないこと。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別途指示する日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 補助事業者は、第1項の補助金交付申請書を提出しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額〔補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び所得税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。〕がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金を交付するかどうかの決定をするまでに要する標準的な期間は60日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
  - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費配分のうち、「1 廃棄物搭載車両計量設備の導入、移設及び更新に要する経費の①設備費及び②工事費の区分間」又は「2 上記設備に付随する電算処理システム導入等に要する経費の①設備費及び②工事費の区分間」の20パーセント以内の金額の変更で、かつ、補助事業の目的に沿ったものであり、当初の申請内容と同質性が失われない範囲の変更については、この限りでない。
  - (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙1（「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成24年10月9日付け商第1251号））のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。
  - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
  - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
  - 3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は様式第3号のとおりとする。

- 4 第1項第5号の規定により、予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合の報告書は様式第4号のとおりとする。

(申請の取下げ)

- 第5条 補助金の交付の申請をした者は、規則第6条の規定による補助金の交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(実績報告)

- 第6条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該会計年度の3月31日（全額概算払をしたときは、翌会計年度の4月10日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
  - 3 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は様式第5号の2のとおりとする。
  - 4 前項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度4月10日とし、その提出部数は1部とする。
  - 5 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
  - 6 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の交付)

- 第7条 この補助金は、知事が必要と認めたときは概算払で交付することができるものとする。この場合の補助金請求書は、様式第7号のとおりとする。
- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

(財産処分の制限)

- 第8条 規則第22条第2号に規定する財産は、取得価格が50万円以上のものとする。
- 2 規則第22条ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

(事業の広報)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、佐賀県産業廃棄物税の税収を活用した事業であることについて、事業箇所における看板の設置又は広報誌、ホームページ等への掲載による広報に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

佐賀県知事 様

住所  
氏名又は名称及び  
代表者職氏名 印

平成 年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業計画の概要
  - (1) 設置場所
  - (2) 総事業費
  - (3) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日
- 4 事業の効果

(添付書類)

- 1 事業計画書
- 2 事業収支予算書
- 3 その他知事が必要と認める書類

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第2号

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

住所  
氏名又は名称及び  
代表者職氏名 印

平成 年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

\* 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成すること。

事務に関しお預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第3号

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

住所  
氏名又は名称及び  
代表者職氏名 印

平成〇〇年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金  
に係る事業の中止（廃止）の承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助事業について、別紙に記載した理由により事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱の規定により申請します。

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

佐賀県知事 様

住所  
氏名又は名称及び  
代表者職氏名 印

平成〇〇年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金  
に係る事業の遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助事業について、予定期間内に完了しない見込み(事業遂行が困難)となりましたので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

【関係書類】

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の理由
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の見込み

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。



平成 年 月 日

佐賀県知事 様

住所  
氏名又は名称及び  
代表者職氏名 印

平成 年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の概要
  - (1) 設置場所
  - (2) 総事業費
  - (3) 事業完了年月日 平成 年 月 日
- 4 事業の効果

(添付書類)

- 1 事業収支精算書
- 2 その他知事が必要と認める書類

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

住所  
氏名又は名称及び  
代表者職氏名 印

平成〇〇年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金  
年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助事業の平成 年度における実績について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業年度終了実績報告（様式第5号の2の別紙）
- 2 事業実施期間の変更理由
- 3 事業実施期間  
（当初） : 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで  
（変更後） : 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
---

佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業年度終了実績報告

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業の概要

(1) 設置場所

(2) 総事業費

4 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	繰越額	備考
(1) 補助金	円	円	円	
(2) 自己資金				
(3) その他				
計				

(2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	繰越額	備考
(1) 設備費	円	円	円	
(2) 工事費				
(3) その他				
計				

5 事業別状況

区分	交付決定内容		年度内遂行実績		進捗率 (B) / (A)	翌年度繰越分		備考
	事業費 (A)	補助金	事業費 (B)	補助金		事業費	補助金	
	千円	千円	千円	千円	%	千円	千円	

6 工程表 (事業実施期間：平成 年 月～平成 年 月)

項目	実施月								
	月	月	月	月	月	月	月	月	月

佐賀県知事 様

住所  
氏名又は名称及び  
代表者職氏名 印

平成 年仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金について、佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱の規定により、報告します。

記

- 1 佐賀県補助金等交付規則第13条の補助金の額の確定額  
金 円  
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定額)
- 2 補助金の確定時における仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)  
金 円

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

住所  
氏名又は名称及び  
代表者職氏名 印

平成 年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金のうち、下記の金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱の規定により、請求します。

記

請 求 額	金	円
[内 訳]		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先

銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(フリガナ)を記入

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第8号（精算払の場合）

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

住所  
氏名又は名称及び  
代表者職氏名 印

平成 年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった平成 年度佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金として、下記の金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱の規定により、請求します。

記

請 求 額	金	円
確定補助金額	金	円
交 付 済 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
残 額	金	円

振込先

銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(フリガナ)を記入

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。